



コンプライアンス推進本部長
教育長 中川齊史

令和7年も残すところあとわずかになりました。先生方にとって、令和7年はいかがでしたでしょうか。

さて、12月1日から「冬のコンプライアンス推進月間」が始まりました。

日頃は、さまざまな機会をとおしてコンプライアンス意識の高揚に努めていただいていることと思います。

今回の研修をとおして、今一度コンプライアンスについて再認識していただきたいと思います。

それでは、e-ラーニングによるコンプライアンス研修をはじめましょう！

「令和7年度コンプライアンス推進計画」

コンプライアンス推進テーマ

セーフティネットのあるWell-Beingな学校
～信頼され続ける学校・教職員の確立に向けて～

重点取組事項

◆推進テーマの具現化

- ①性犯罪・性暴力等の根絶
- ②不適切な指導・体罰の根絶
- ③職場のハラスメント行為の根絶
- ④交通ルールの遵守徹底
- ⑤著作物の適切な利用の徹底

夏のe-ラーニング研修では、「教職員の服務」「交通ルールの遵守」「不適切な指導・体罰の根絶」「個人情報の取扱い」について研修しました。



今回の冬のe-ラーニング研修では、

- ①性犯罪・性暴力等の根絶
 - ②SNSの適切な利用
 - ③職場におけるハラスメントの根絶
 - ④不適切な指導・体罰の根絶
 - ⑤著作物の適切な利用の徹底
- について学びます。

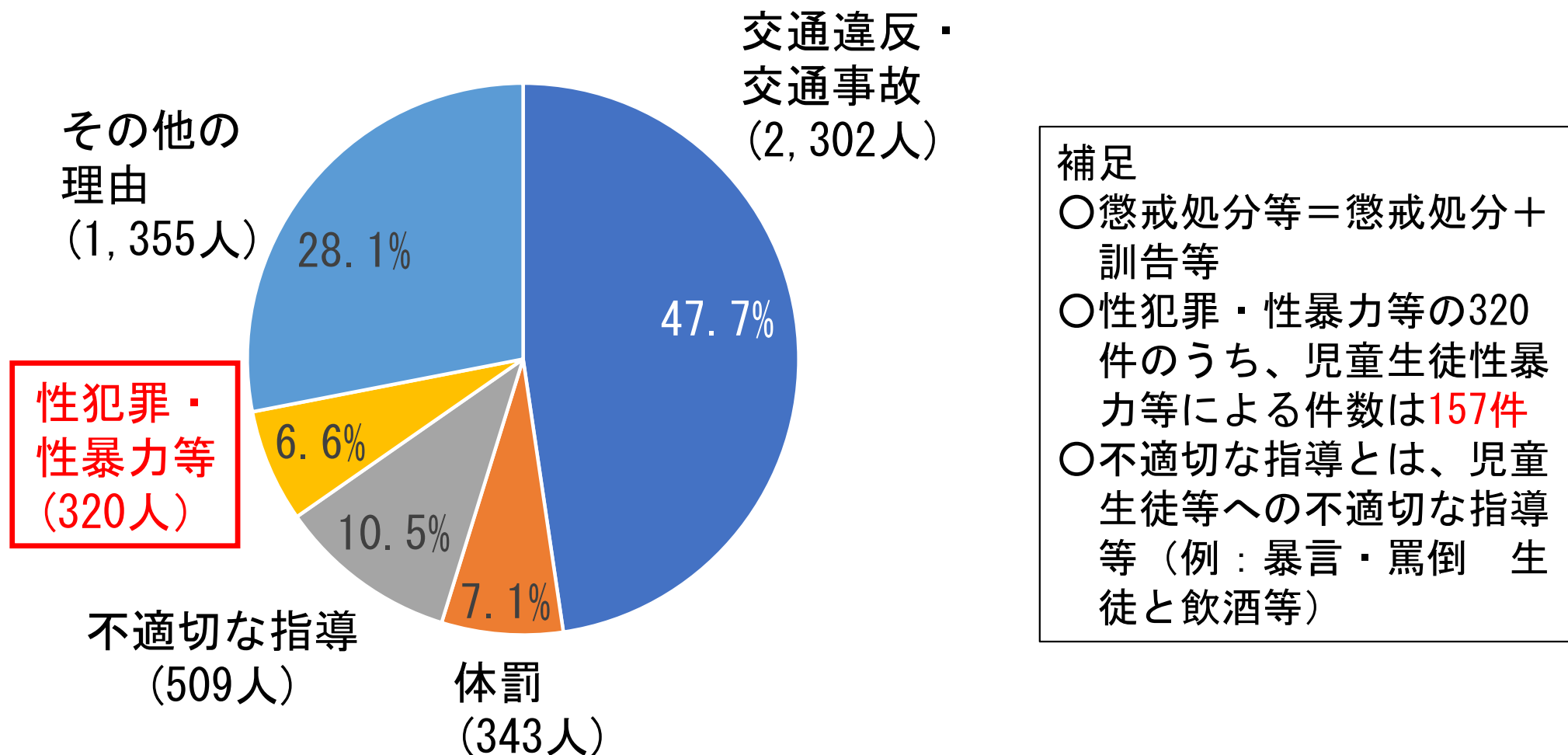


(注) イラストの一部は、Geminiで作成しています。

①性犯罪・性暴力等の根絶

1 番目は、性犯罪・性暴力等の根絶についてです。

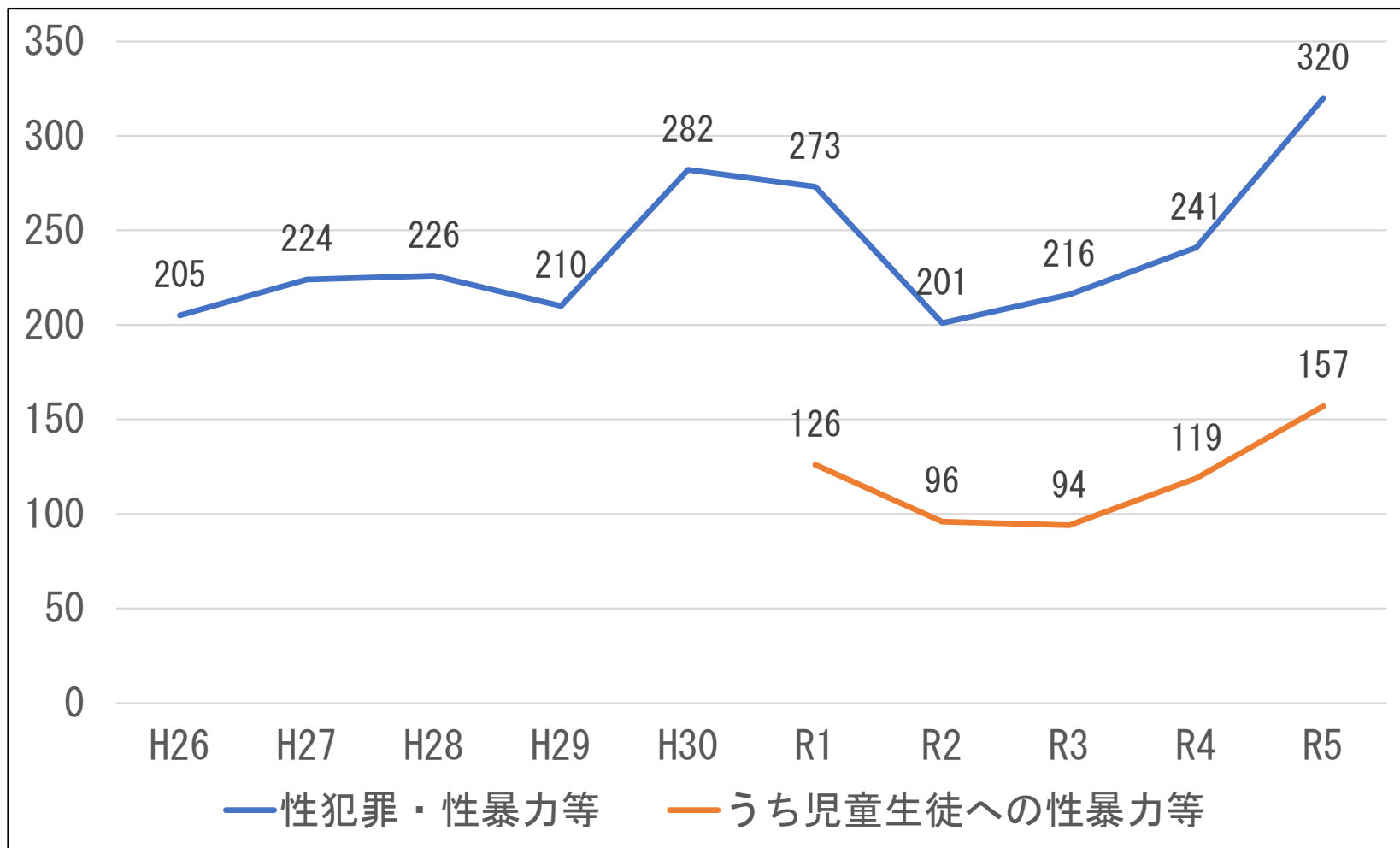
次の円グラフは、全国の教育職員の懲戒処分等の状況（令和5年度）を示しています。



（出典 令和5年度公立学校教職員の人事行政状況調査（文部科学省））

①性犯罪・性暴力等の根絶

毎年、200件を超える
性犯罪・性暴力等が
発生しています。



(公立学校教職員の人事行政状況調査 (文部科学省) より作成)

①性犯罪・性暴力等の根絶

他県において、女子児童を盗撮し交流サイト（SNS）のグループチャットに投稿して共有したとして、性的姿態撮影処罰法違反の疑いで小学校教員が逮捕される事案がありました。（R7.6月）

本事案に関して、計7人の教員が摘発されています。（R7.11月現在）

徳島県教育委員会では、令和7年7月16日付で「児童生徒性暴力等の防止等に関する教職員の服務規律の確保の徹底について（通知）」を各県立学校及び各市町村教育委員会に発出しました。

徳島県教育委員会教育長

児童生徒性暴力等の防止等に関する教職員の服務規律の確保の
徹底について（通知）

昨今、盗撮行為をはじめとした教職員による児童生徒性暴力等の事案が、全国で相次いで発生しておりますことは言語道断であり、決してあってはなりません。

このような児童生徒の尊厳と権利を著しく侵害し、安全・安心な学校生活を脅かす

「児童生徒性暴力等の防止等に関する教職員の服務規律の確保の徹底について(通知)」を確認しましょう。



2 被害の未然防止について

- ・教職員がSNS等を用いて児童生徒等と私的なやりとりを行ってはならないことはもとより、次の点を徹底すること。

①教職員個人のスマートフォン等の私的な端末で児童生徒等を撮影することのないようにすること。

②学校所有等の端末で撮影する場合であっても、児童生徒等の画像を管理職の許可なく学校外へ持ち出すことのないようにすること。

その他の内容として、

- 1 研修の実施等について
 - 3 相談体制の整備及び周知について
- が記載されています。

①性犯罪・性暴力等の根絶

不適切な指導等の根絶に向けて 児童生徒への接し方についての具体的取組例

○学習指導において

- ・児童生徒と一対一で、密室や周囲から見えにくい場所においての指導はしない。

○生徒指導において

- ・児童生徒からの相談に対し、管理職の許可がない場合は、周囲の目が届かない所での一対一での対応はしない。
- ・必要のない身体的接触はしない。

○部活動の指導において

- ・指導の際に、必要以上に児童生徒の身体に触れたり、自分の身体を児童生徒の身体に寄せたりしない。

○私有車の利用において

- ・児童生徒のけがや病気等の緊急性が高い事由や、やむを得ない事由によって管理職の許可を得た場合以外は、児童生徒を私有車に乗せない。

(出典 2021不祥事根絶対策タスクフォースからの「提案」)

「提案」は、本県公立学校8名の先生方を委員とし、大学教授をアドバイザーとして検討していただき、令和3年7月に提出されました。



①性犯罪・性暴力等の根絶

性犯罪・性暴力等は、児童生徒へ重大な影響を及ぼします。

心に大きな
傷を残す

将来に深刻
な影響を及
ぼす

不祥事の中
でも最も悪質
なものの一つ

児童生徒へのわいせつ行為等を行った教職員は原則として懲戒免職としています。

Ⅶ 児童生徒に対する非違行為関係

非違行為等の分類・具体例		免職	停職	減給	戒告
1 わいせつ 行為等	(1) 児童生徒に対し、わいせつな行為 を行った教職員	○			
	(2) 児童生徒にセクシュアル・ハラスメン トを行った教職員	○	○	○	

①性犯罪・性暴力等の根絶

チェック 1

次の項目について、自分の行為をチェックしてみましょう。
(「はい」又は「いいえ」で答えてください。)

No	チェック項目	チェック欄
1	児童生徒への個別指導は、複数の教職員で対応している。	
2	個別指導をするときは、事前に管理職等に伝え、密室にならないようドアを開けておくなどの対応をしている。	
3	児童生徒の性別年齢に関係なく、身体接触については特に注意している。	
4	児童生徒等に対する性暴力等（わいせつ行為等を含む）は法令違反であることを理解している。	

①すべて「はい」

②1つでも「いいえ」があった。

①性犯罪・性暴力等の根絶

チェック 1

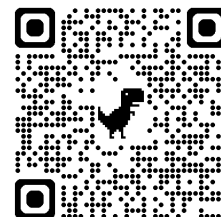
①すべて「はい」
今後とも適切な指導を心がけましょう。

②1つでも「いいえ」があった。
「徳島県教育委員会コンプライアンス推進チーム会議報告書」
を確認しましょう。



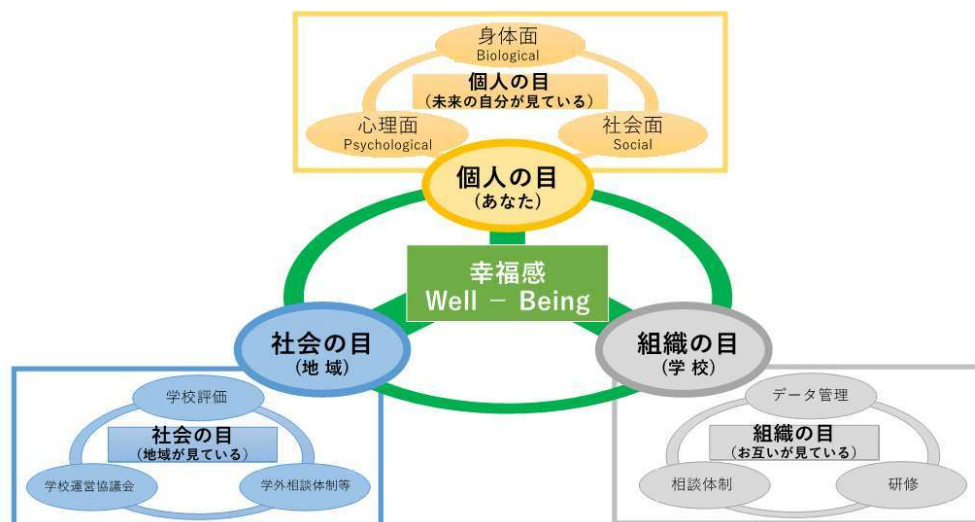
徳島県教育委員会コンプライアンス推進
チーム会議報告書（令和6年2月5日）

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防
止等に関する法律」（令和4年4月1日施行）や
徳島県で令和4年度間にわいせつ行為等不祥事
が2事案発生したことを背景とし、性暴力等を
根絶するに有効な対策についての基本理念と
基本方針（ガイドライン）を定めたものです。



添付資料 1

性暴力等を根絶するための対策のコンセプト：「誰かが見ている」



推進チーム会議報告書（添付資料 1）

② SNSの適切な利用

2番目は、SNSの適切な利用についてです。

基本原則

徳島県職員としての自覚と責任を持ちましょう

関係法令及び職員の服務に関する規程を遵守しましょう

基本的人権、肖像権、著作権、個人情報保護など関係法令を遵守し、他人の権利を侵害しないようにしましょう

発信する情報は正確に記述するとともに、内容については誤解を招かないよう十分に注意しましょう



など

(出典 徳島県ソーシャルメディア利用ガイドライン)

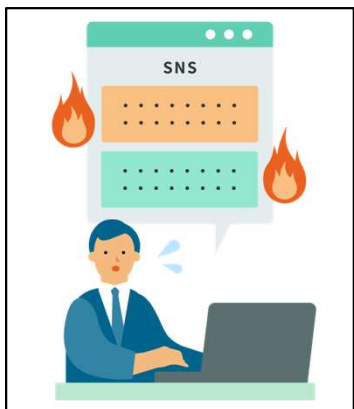
② SNSの適切な利用

気をつける点

一度発信すると完全に削除することが難しいことに留意しましょう

自己の発言が、自己や他者の将来に重大な影響を及ぼしかねないことに留意しましょう

一人一人の個性や多様性を尊重し、互いに認め合うコミュニケーションに努めましょう



② SNSの適切な利用

「徳島県のソーシャルメディアの私的利用について【改訂版】」を確認しておきましょう！

1 教職員として特に気をつけること	
(1)	私的利用においても徳島県の教職員であることを自覚、責任を持つこと。
(2)	児童生徒とSNS等を用いての私的なやりとりを行ってはならないこと。
(3)	児童生徒や保護者から知り得た守秘義務のある情報や職務上知り得た秘密を発信しないこと。

ソーシャルメディアとは

ライン（LINE）やツイッター、インスタグラム、フェイスブックなど、インターネットを利用して誰でも手軽に情報の発信や相互のやりとりができる双方向メディアのことを指します。

ソーシャルメディアの利用における留意点

1 教職員として特に気をつけること

- 私的利用においても、徳島県の教職員であることを自覚し、責任を持つこと。
（個人的な発言でも、徳島県の教職員の見解ととられる可能性がある。）
- 児童生徒とSNS等を用いての私的なやりとりを行ってはならないこと。
- 児童生徒や保護者から知り得た守秘義務のある情報や職務上知り得た秘密を発信しないこと。

2 一般的なソーシャルメディアの利用において気をつけること

- 法令や条例、モラル、マナー等の遵守及びサービス提供側が定めた決まりを守る。
- インターネットでは、一度発信すると完全に削除することが難しいことに留意すること。
- 自己の発言が、自己や他者の将来に重大な影響を及ぼしかねないことに留意すること。
- 一人一人の個性や多様性を尊重し、互いに認め合うコミュニケーションに努めること。

※ 匿名であっても、次の内容は絶対に発信してはいけない。

- 誹謗中傷や差別発言
- 他者の著作権や肖像権、プライバシーを侵害する情報
- 虚偽の情報や事実かどうか分からない情報への誤りや転載



② SNSの適切な利用

チェック 2

次の項目について、自分の行為をチェックをしてみましょう。
(「はい」又は「いいえ」で答えてください。)

No	チェック項目	チェック欄
1	勤務時間中にソーシャルメディアの私的な利用はしていない。	
2	ソーシャルメディア上で、児童生徒や保護者と個人的なやりとりをしていない。	
3	児童生徒の成績や写真等、プライバシーに関する投稿はしていない。	
4	発信する前は、必ずその内容をチェックしている。	
5	違う考えの書込等を批判したり、攻撃したりしていない。	
6	誹謗中傷や差別的と受け止められる内容の発信をしていない。	

①すべて「はい」

②1つでも「いいえ」があった。

② SNSの適切な利用

チェック 2

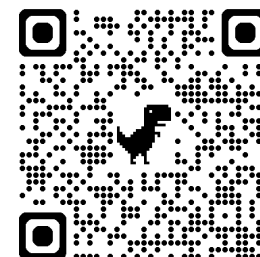
①すべて「はい」

今後とも適切な利用を心がけましょう。

②1つでも「いいえ」があった。

「徳島県教職員のソーシャルメディアの私的利用について【改訂版】」を再確認して、利用しましょう。

「徳島県教職員のソーシャルメディアの私的利用について【改訂版】」及び「チェック項目の7～12番」は右のQRコードを参照してください。



③職場におけるハラスメントの根絶

3 番目は、職場におけるハラスメントについてです。

1 セクシュアルハラスメント

他の者を不快にさせる性的な言動等をいい、セクハラにあたるか否かについては、相手の判断（受け止め方）が重要となります。

2 パワーハラスメント

職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、教職員に精神的・身体的苦痛を与えること、又は教職員の勤務環境が害されることがあります。

3 妊娠・出産・育児・介護等に関するハラスメント

妊娠、出産、育児及び介護に関する制度等を利用したことによる嫌がらせがあります。

③職場におけるハラスメントの根絶

1 セクシュアルハラスメント

1 対価型セクシュアルハラスメント

(例)

- ・ 上司が部下に性的な関係を要求したが拒否されたため、その部下の評価を不当に下げた。
- ・ 出張中に上司が部下の腰、胸などを触ったが抵抗されたため、不利益な配置転換を行った。

2 環境型セクシュアルハラスメント

(例)

- ・ 上司が部下の腰、胸などを度々触るので、触られるかもしれないと思うと仕事が手に付かず勤務意欲が低下している。
- ・ 同僚が他の同僚に教職員に係る性的な内容の情報を意図的かつ継続的に流布したため、その教職員が苦痛に感じて仕事が手に付かない。

③職場におけるハラスメントの根絶

2 パワーハラスメント

1 優越的な関係を背景とした言動

(例)

- ・職務上の地位が上位の者による言動。
- ・同僚又は部下による言動で、当該言動を行う者が業務上必要な知識や豊富な経験を有しており、当該者の協力を得なければ業務の円滑な遂行が困難であるもの。

2 業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動

(例)

- ・業務上明らかに必要性のない言動。
- ・業務の目的を大きく逸脱した言動。
- ・当該行為の回数・時間、行為者の数等、その態様や手段が社会通念に照らして許容される範囲を超える言動。

3 精神的・身体的苦痛を与えること、又は勤務環境が害されること

「勤務環境が害される」環境であるか否かは、「平均的な教職員の感じ方」、すなわち、「同様の状況で当該言動を受けた場合に、一般の教職員が、勤務する上で看過できない程度の支障が生じたと感じるような言動であるかどうか」を基準とすることが適当である。

③職場におけるハラスメントの根絶

パワーハラスメントの6類型

身体的な攻撃



ハラスメント裁判事例、他社の取組など
ハラスメント対策の総合情報サイト
あかるい職場応援団



暴行、傷害

精神的な攻撃



ハラスメント裁判事例、他社の取組など
ハラスメント対策の総合情報サイト
あかるい職場応援団



脅迫、名誉毀損、侮辱など

人間関係からの切り離し



ハラスメント裁判事例、他社の取組など
ハラスメント対策の総合情報サイト
あかるい職場応援団



隔離・仲間外し・無視

過大な要求



ハラスメント裁判事例、他社の取組など
ハラスメント対策の総合情報サイト
あかるい職場応援団



業務上明らかに不要なこと
や遂行不可能なことの強
要・仕事の妨害

過小な要求



ハラスメント裁判事例、他社の取組など
ハラスメント対策の総合情報サイト
あかるい職場応援団



業務上の合理性なく、能力
や経験とかけ離れた程度の
低い仕事を命じることや仕
事を与えないこと

個の侵害



ハラスメント裁判事例、他社の取組など
ハラスメント対策の総合情報サイト
あかるい職場応援団



私的なことに過度に立ち
入ること

③職場におけるハラスメントの根絶

3 妊娠・出産・育児・介護等に関するハラスメント

1 制度等の利用への嫌がらせ型

(例)

- ・ 産前休暇の取得を上司に相談したところ、「休みをとるなら、異動してもらおう」と言われた。
- ・ 育児休暇の取得を上司に相談したところ、「男が育児休業を取るなんてあり得ない」と言われて、取得をあきらめざるを得ない状況になっている。



2 状態への嫌がらせ型

(例)

- ・ 上司・同僚が「妊婦はいつ休むかわからないから仕事は任せられない」と繰り返し又は継続的に言い、仕事をさせない状況となっており、勤務をする上で看過できない程度の支障が生じている。

③職場におけるハラスメントの根絶

問題 1

次の行為の中でパワーハラスメントになり得る言動はいくつあるか、選択肢の中から答えを選んでください。

項 目	
ア	他の教職員の面前における大声での威圧的叱責を繰り返す。
イ	遅刻を繰り返し、再三注意しても改善されない教職員に適切な言動を行うように注意する。
ウ	一人の教職員に対して同僚が集団で無視をし、職場で孤立させる。
エ	初任者に対し、必要な教育を行わないまま到底対応できないレベルの目標を課し、達成できなかったことに対し厳しく叱責する。
オ	教職員を育成するために現状よりも少し高いレベルの仕事をさせる。

選択肢 ①無し ②1つ ③2つ ④3つ ⑤4つ ⑥5つ

③職場におけるハラスメントの根絶



解答

正解は、④ 3 つです。

項 目		
ア	他の教職員の面前における大声での威圧的叱責を繰り返す。 →精神的な攻撃に基づくものです。	なり得る
イ	遅刻を繰り返し、再三注意しても改善されない教職員に適切な言動を行うように注意する。 →業務上必要かつ相当な範囲を超えない言動です。	
ウ	一人の教職員に対して同僚が集団で無視をし、職場で孤立させる。 →人間関係からの切り離しに基づくものです。	なり得る
エ	初任者に対し、必要な教育を行わないまま到底対応できないレベルの目標を課し、達成できなかったことに対し厳しく叱責する。 →過大な要求に基づくものです。	なり得る
オ	教職員を育成するために現状よりも少し高いレベルの仕事をさせる。 →業務上必要かつ相当な範囲を超えないので、ハラスメントには該当しません。	



③職場におけるハラスメントの根絶

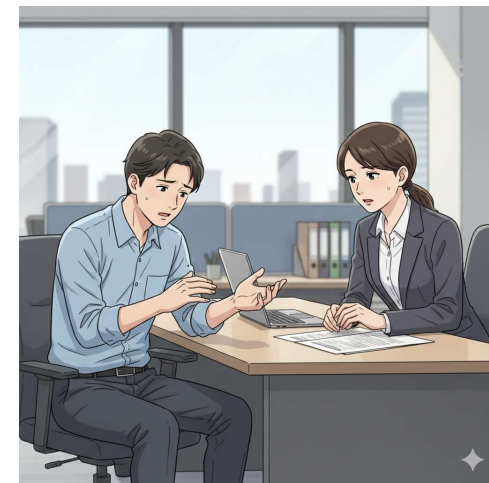
ハラスメントに起因する問題が生じた場合において 教職員に望まれる事項

基本的な心構え

- 一人で我慢しているだけでは、問題は解決しません。
- ハラスメントに対する行動をためらわないようにしましょう。

ハラスメントによる被害を受けたと思うときに望まれる対応

- 嫌なことは相手に対して明確に意思表示をしましょう。
- 信頼できる人に相談しましょう。



④不適切な指導・体罰の根絶

4 番目は、不適切な指導・体罰の根絶についてです。

不適切な指導と考えられ得る例

1	大声で怒鳴る、ものを叩く・投げる等の威圧的、感情的な言動で指導する。
2	児童生徒の言い分を聞かず、事実確認が不十分なまま思い込みで指導する。
3	組織的な対応を全く考慮せず、独断で指導する。
4	殊更に児童生徒の面前で叱責するなど、児童生徒の尊厳やプライバシーを損なうような指導を行う。
5	児童生徒が著しく不安感や圧迫感を感じる場所で指導する。
6	他の児童生徒に連帯責任を負わせることで、本人に必要以上の負担感や罪悪感を与える指導を行う。
7	指導後に教室に一人にする、一人で帰らせる、保護者に連絡しないなど、適切なフォローを行わない。

問題 2

次の行為の中で体罰になり得るのはどれか、選択肢の中から答えを選んでください。

項 目	
ア	公立小学校の教諭は、運動会の練習中に、喧嘩した相手に蹴りを入れる児童を見つけたので、蹴られる痛みを分からせ、トラブルを止めるために、児童の足を蹴った。
イ	公立中学校の教諭は、宿題を忘れた生徒に対して、教室の後方で起立したまま授業を受けるよう言い、途中で生徒が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させた。
ウ	公立高校の教諭は、試合中に相手チームの選手とトラブルになり殴りかかろうとする生徒を、落ち着くまで押さえて制止した。

選択肢 ①アとイ ②アとウ ③イとウ ④アとイとウ

④不適切な指導・体罰の根絶

解答

正解は、①アとイ です。

	項 目
ア	公立小学校の教諭は、運動会の練習中に、喧嘩した相手に蹴りを入れる児童を見つけたので、蹴られる痛みを分からせ、トラブルを止めるために、児童の足を蹴った。 →体罰：身体に対する侵害を内容とするもの
イ	公立中学校の教諭は、宿題を忘れた生徒に対して、教室の後方で起立したまま授業を受けるよう言い、途中で生徒が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させた。 →体罰：被罰者に苦痛を与えるようなもの
ウ	公立高校の教諭は、試合中に相手チームの選手とトラブルになり殴りかかろうとする生徒を、落ち着くまで押さえて制止した。 →正当行為：他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使

⑤著作物の適切な利用の徹底

5 番目は、著作物の適切な利用の徹底についてです。

○学校における教育活動と著作権については、令和6年度の冬のe-ラーニング研修で詳しく取り扱っています。再度、確認をしましょう。

徳島県立総合教育センター
Tokushima Prefectural General Education Center

センター概要 >> お知らせ 所長あいさつ 事業概要 沿革 コンセプト 施設予約 交通アクセス イベント情報他

各課等のページ >> 教職員支援 学校支援 生涯学習 教職員 研修講座 教育相談 特別支援 教育の情報化 **リンクリスト** 各種教育資料 ダウンロード

ホーム
リンクリスト▼
小学校

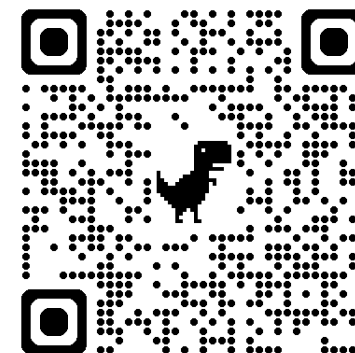
研修関係リンク (外部サイトへ)

コンプライアンス研修 ポジティブ 行動支援(PBS) 徳島県情報モラル教育 サポートサイト 徳島県GIGA スクール構想 教育情報ネットワーク 外部ポータル 県内5大学 連携窓口

過去のe-ラーニングによるコンプライアンス研修に再挑戦！

過去のe-ラーニングによるコンプライアンス研修に再挑戦！

年度（夏・冬）	テーマ
令和6年度 冬	性犯罪・性暴力等の根絶、職場のハラスメント行為の根絶、 <u>学校における教育活動と著作権</u> 、個人情報・特定個人情報の適切な取扱い e-learning R6w.pdf



⑤著作物の適切な利用の徹底

今回は、ケーススタディでさらに著作権等について研修をしていきます。

ケース 1 授業で使用するために新聞をコピーして配付する。セーフなの？

新聞記事も著作物です。一般的には著作権者に無断でコピーをして配ることはできません。しかし、**学校で教育目的に使う場合**はコピーが許される場合があります。これは、「学校において、授業のために使用することを目的とする場合は、**必要とされる限度**で先生や生徒が複製(コピー)することができる」と著作権法で認められているからです。

ケース 2 遠足のしおりに人気の歌の歌詞を入れる。アウトなの？

しおりに歌などを載せたいという場合、著作権のある歌の歌詞を無断で載せることは認められませんので、注意が必要です。著作権の保護期間が終了している歌であれば歌詞を掲載することができます。

(参考 「みんなのための著作権教室」 (<http://kids.cric.or.jp/>))

問題 3

次の例の中で「許諾が必要」なものを、選択肢の中から1つ選んでください。

項 目	
ア	新聞の記事や写真をコピーした授業用のプレゼン資料を作成し、クラスに配付する。
イ	インターネットでつないだ遠隔合同授業（同時中継）で他の会場に送信する。
ウ	教科書の解説授業を、学校のホームページにアップロードし、誰でも見られる状態にする。
エ	教員が授業の動画を収録し、クラスの児童生徒のみがアクセスして視聴できる方式で配信する。

選択肢 ①ア ②イ ③ウ ④エ

解答

許諾が必要なものは、「③ウ」です。
その他に、許諾が必要な例として

項 目
社会科の資料集の写真を製本し、いつでも使える教材にする。
画集から多くの作品をスキャンしてクラウド・サーバにアップロードし、教員間で共有する。
履修者の数を明らかに超える部数をコピーする。
授業に該当しない教職員会議の資料にコピーする。

などの場合があります。

風通しのよい職場環境づくりにむけて、職場の仲間としてできることを実践しましょう！

<具体的な取組例>

○出勤時や退勤時における積極的な挨拶

- ・「**あ**かるく、**い**つも、**さ**きに、**つ**いでに一言」を大切に
- ・先に挨拶をしてくれた同僚に挨拶を返す雰囲気づくり

○ポジティブな関係づくり

- ・学級経営や学習指導における共通の話題をとおしたポジティブな言葉かけ

○職場の仲間一人一人と会話ができる場づくり

- ・心身ともにリフレッシュ



(出典 不祥事根絶対策タスクフォースからの「提案」 (令和3年7月))

令和7年度「TCC(Tokushima Compliance Collection)総選挙」



教育長賞

深呼吸 自分と向き合い 襟正す

(徳島県立総合教育センター 飯山葉子 指導主事)

おわりに

研修はこれでおわりです。

セーフティネットのあるWell-Beingな学校
～信頼され続ける学校・教職員の確立に向けて～

の実現のために、各所属において一層の取組をお願いします。

つづいて「e-ラーニング研修アンケート」に進んでください。



12月はお酒を飲む機会が多くなると思いますが、飲酒運転は絶対やめましょう！



アルコール分解速度は、体重や体質などの個人差、お酒の種類、飲酒量などさまざまな要因によって異なります。前日に飲んだお酒が翌日まで体内にアルコールが残っている場合もあります。少しでも不安を感じたら運転を控えましょう。